



皆野町けんこう大使 み～な

国保からの お知らせ

国保の給付

国民健康保険には、さまざまな給付制度があります。保険証の提示により給付が受けられるものや、ご自身で申請が必要な場合もあります。参考にしてください。

お医者さんにかかるとき

病気やけがで病院などを受診したとき窓口で保険証などを提示すれば、医療費の3割(義務教育就学前2割、70歳以上のかたは3割から1割)の自己負担割合分を支払うだけで医療を受けられます。

交通事故にあったとき ⇒ 届出が必要

交通事故など、第三者からケガを負わされた場合でも、国保で病院などを受診することができます。その際には必ず国保担当(町民生活課②窓口)に連絡し『第三者の行為による被害届』を提出してください。医療費は加害者が全額負担するのが原則なので、国保が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。

※加害者から直接治療費を受け取ったり、示談をすませたりすると国保が使えなくなりますのでご注意ください。

入院したとき

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代として標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

申請が必要 ⇒ 住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は『限度額適用・標準負担額減額認定証』か『標準負担額減額認定証』が必要になります。国保担当の窓口で申請してください。申請した月の初日から対象になります。

いったん全額自己負担したとき ⇒ 申請が必要

下記のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、国保の窓口申請すると自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- 不慮の事故などで国保を扱っていない病院などで治療を受けたとき、旅先で急病になり保険証を持たずに治療を受けたとき。
- 手術などで輸血に用いた生血代(医師が必要と認めた場合)
- 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき。
- はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき(医師の同意が必要)
- 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。
- 海外渡航中に診療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232